

件名	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
主管課	総務課
関係課	全課
改正対象	
根拠法令等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
制定（改正）理由	会計年度任用職員制度が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い会計年度任用職員の給与の種類と支給方法等について整備を行う。
制定（改正）の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム会計年度任用職員の給与の種類 （給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当） ・パートタイム会計年度任用職員の報酬（基本報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬）、費用弁償及び期末手当 ・給与の支給方法等
施行日	令和 2 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	